



高野町告示第10号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年2月23日

高野町長 平野 嘉也



記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
花坂地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年1月31日
- 3 当該区域における今後の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
個人 5経営体 6名
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・不在村地主や高齢農家などリタイアが予想される農家については、原則として農地中間管理機構に貸し付けを働きかける。
- 6 地域農業の将来のあり方
当地域は、高齢農家が多く、今後地域として若く元気な担い手の育成確保が必要であり、また地域の加工所と連携を図り地域農産物の高付加価値を図る必要がある。